

我孫子市無人航空機防除事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

我孫子市無人航空機防除事業補助金交付要綱（令和2年告示第78号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																
<p>(交付の申請)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 補助金の交付の申請は、無人航空機による防除事業にあつては1の年度において1ほ場につき1回に、無人航空機購入事業にあつては1の年度において1人につき1台に限るものとする。</p>	<p>(交付の申請)</p> <p>第5条 略</p>																
<p>(交付の決定)</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、我孫子市無人航空機防除事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(交付の決定)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、我孫子市無人航空機防除事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。</p> <p>2 略</p>																
<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="188 1655 743 1955"> <thead> <tr> <th>補助対象事業</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無人航空機による防</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額	無人航空機による防	略	略	略	<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="834 1655 1390 1955"> <thead> <tr> <th>補助対象事業</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無人航空機による防</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額	無人航空機による防	略	略	略
補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額														
無人航空機による防	略	略	略														
補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額														
無人航空機による防	略	略	略														

除事業				除事業			
無人航空機購入事業	無人航空機の購入に要する経費	2分の1	50万円	無人航空機購入事業	無人航空機の購入に要する経費	2分の1	50万円 (1の年度において1人につき1台に限る。)
備考 略				備考 略			

様式第2号中

「

無人航空機購入事業	無人航空機の購入に要する経費（50万円（1の年度において1人につき1台に限る。））	円 (③)	円 (③×1/2)ウ
補助金申請額の合計（ア+イ+ウ）			円

」を

「

無人航空機購入事業	無人航空機の購入に要する経費（50万円）	円 (③)	円 (③×1/2)ウ
補助金申請額の合計（ア+イ+ウ）			円

注 無人航空機による防除事業に係る補助金の申請は、1の年度において1ほ場につき1回に限ります。無人航空機購入事業に係る補助金の申請は、1の年度において1人につき1台に限ります。

」に

改める。

様式第7号中

「

無人航空機購入事業	無人航空機の購入に要する経費（50万円（1の年度において1人につき1台に限る。））
-----------	---

」を

「

無人航空機購入事業	無人航空機の購入に要する経費（50万円）
-----------	----------------------

」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。